

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

# IASB が、財務活動から生じる負債の変動の開示を要求する IAS 第 7 号の修正を公表

### 目次

- ・なぜ本修正が公表されたか？
- ・IAS第7号の修正は何か？
- ・発効日および経過措置

### 要点

- ・本修正は、IASB による開示イニシアティブプロジェクトの一部であり、現行の財務諸表は企業のキャッシュ・フロー（特に財務活動の管理に関して）を理解することができないという投資家の懸念に対応することを意図した追加の開示要求を導入する。
- ・本修正は、財務諸表利用者が財務活動から生じる負債の変動を評価することができる情報の開示を要求している。本修正は財務活動を定義していない。代わりに、財務活動が IAS 第 7 号で使用している現行の定義に基づいていることを明確にしている。
- ・新しい要求事項に従うために要求される特定の形式はないが、本修正は、企業がどのようにこれらの修正の目的を満たすことができるかを示す設例を含んでいる。
- ・本修正は、2017年1月1日以後開始する事業年度から将来に向かって適用され、早期適用は認められる。企業は、古い期間における比較情報の表示は要求されていない。

本 IFRS in Focus は、国際会計基準審議会 (IASB) によって公表された、IAS 第 7 号の「キャッシュ・フロー計算書」の最近の修正を要約したものである。

### なぜ本修正が公表されたか？

本修正は、IASB による開示イニシアティブ・プロジェクトの一部であり、既存の基準における表示および開示の要求事項を改善するためのいくつかの小規模なプロジェクトからなっている。

IAS 第 7 号における修正の目的は、財務活動について企業が提供する情報を改善することである。

### IAS 第 7 号の修正は何か？

本修正は、企業に、財務諸表利用者が財務活動から生じる負債の変動（キャッシュ・フローから生じる変動および非資金変動の両方を含む）を評価できる開示を提供することを要求している。

詳細は下記Webサイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

## 見解

IASB は、異なる利用者からのニーズに対応できる共通の定義に合意することが難しいと結論付けたため、本修正は「財務(financing)」の定義を導入していない。代わりに、IASB は、企業が具体的な取引が、キャッシュ・フロー計算書において財務活動として分類される(または分類されるであろう)と結論付けた際に、財務活動の別個の開示にその分類を適用しなければならないことを決定した。

このアプローチは、具体的な事実および状況に応じて、財務活動または営業活動のどちらかに分類される可能性がある取引(例えば、ベンダー・ファイナンス(vendor financing)や債権のファクタリング(debt factoring)の取決め)を有している企業に関して困難である可能性がある。

本修正は、財務活動を開示するための特定の形式を規定していない。しかし、本修正は、企業が、財務活動から生じる負債について、財政状態計算書における期首残高と期末残高との調整表を提供することにより、開示目的を満たすことができることを示している。また、本修正は、企業がどのようにそのような調整表を提供することができるかを示す設例を含んでいる。

## 見解

審議会は、財務活動の調整表は、特定の業界(特に銀行)において、ファイナンスのすべての源泉の全体像を提供する際に有用ではないであろうという懸念のため、調整表は、開示目的を満たす 1 つの方法にすぎないことを決定した。

また、多くの企業はすでに財務活動(例えば「正味債務額の調整表」(net debt reconciliations))の開示を提供している。それらの場合に、本修正は企業が資産および負債の変動を説明する情報を開示する際に、財務活動は別個に識別しなければならないことを明確化している。

## 発効日および経過措置

本修正は、2017年1月1日以後開始する事業年度から将来に向かって適用され、早期適用は認められる。企業は、古い期間における比較情報の表示は要求されていない。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。